

平成
28
年度

さくひんほしゅう

体験
作文

ポス
ター

作品募集

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項や、国、地方公共団体、民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めています。

障害の有無にかかわらず、誰もが地域や職場・学校などで共に支え合って暮らす「共生社会」の実現を目指して、障害のある人となない人との心のふれあい体験を綴った「心の輪を広げる体験作文」と、障害のある人に対する国民の理解を広めるための「障害者週間のポスター」を募集します。

心の輪を広げる

体験作文 (題名は自由)

募集テーマ
出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう—

(平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることについて書くことも可)

応募資格
小学生以上(特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の児童生徒を含む)

- 応募方法
- ①募集は、「小学生部門」、「中学生部門」及び「高校生・一般部門」の3部門。作品は未発表のもの1編に限ります。
 - ②作文の内容は、障害のある人となない人との心のふれあいの体験を綴ったものとします。
 - ③作文は、原則として400字詰原稿用紙(B4判縦書き)を使用し、「小学生部門」及び「中学生部門」については2~4枚程度、「高校生・一般部門」については4~6枚程度とします。
 - ④応募作品には、題名、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、性別、職業又は学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。



平成27年度「障害者週間のポスター」
小学生部門 最優秀(内閣総理大臣)賞
宮城 美里町立不動堂小学校 3年
あさひ ゆうしん
赤坂 優心さんの作品

障害者週間の
ポスター

募集テーマ
障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

(高齢者や子育て中の人も含め、皆が互いの違いを認め、支え合う社会について書くことも可)

応募資格
小学生及び中学生(特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒を含む)

用途
最優秀賞に選定した作品1点を内閣府が作成する「障害者週間のポスター」の原画として使用します。

- 応募方法
- ①募集は、「小学生部門」及び「中学生部門」の2部門。作品は未発表のもの1点に限ります。
 - ②ポスターの内容は、障害者に対する理解の促進等に資し、障害のある人となない人の間の相互理解を促進するものとし、以下の点に留意してください。
 - ア)「小学生部門」においては、造形的表現で訴えるものとし、基本的には標語その他の文字を入れないこととします。
 - イ)「中学生部門」においても、造形的表現で訴えるものとし、標語その他の文字を入れることは差し支えありませんが、「12月3日~9日は障害者週間」の標語は、内閣府がポスター作成の際に入れますので使わないでください。
 - ③ポスターの規格は、画用紙のB3判(横364mm×縦515mm)又はいわゆる四つ切り(横382mm×縦542mm)を使用し、これに満たない作品は、B3判又は四つ切りの大きな台紙に貼付してください。なお、内閣府が「障害者週間のポスター」を作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦位置(縦長)のみとします。彩色画材は、自由です。
 - ④応募作品には、住所、氏名(ふりがな)、年齢(生年月日)、性別、学校名(学年)、電話・FAX番号、障害の有無・程度、その他参考となる事項を記入した用紙を添付してください。

※完成した作品並びに写真等を資料としてご使用にならないようお願いいたします。

募集期間

募集期間
平成28年7月1日(金)より
平成28年9月6日(火)必着

応募先 0420-8601
静岡市葵区追手町9-6
静岡県健康福祉部障害者政策課 宛



内閣府

内閣府ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>